

# 能美市奨学生志願のしおり

石川県能美市教育委員会

能美市では、向学心に燃える、人物・学業ともに優れた学生に対し修学を支援するため学資の貸与を行い、有為な人材の育成を図ることを目的に能美市育英資金制度を設けております。

奨学生を志望する人は、能美市育英資金条例により定められた施行規則、奨学生推薦基準等により選考のうえ奨学生に採用されます。貸与された奨学金は、卒業後所定の方法で返還していただくことになります。

この「志願のしおり」には奨学生の出願資格、出願手続、奨学生の心得、返還の義務等施行規則に定められている主な事項を記載しておりますので、これらの点を十分理解して出願してください。

## 1. 奨学金の貸与金額及び期間

貸与月額 ①30,000～60,000円（1万円単位） ②150,000円  
貸与期間 大学、短大、大学院在学中（貸与開始月から最長4年間。医学等は6年間、短大は2～3年間、大学院は2年間。ただし、卒業予定の最短月までの期間。）とします。

## 2. 奨学生の資格

### ①月額30,000～60,000円（1万円単位）

- (1) 前年から引き続き能美市に居住する保護者の子弟。
- (2) 学校教育法による短大、大学又は大学院に在学し、人物・学業ともに優れていること。
- (3) 主たる家計支持者一人（父母またはこれに代わって家計を支えている人）の所得金額（税込）が552万円以下であること。

②所得の計算は次により算出してください。

収入金額及び所得金額は1万円未満の端数は切り捨ててください。

#### ①給与所得以外の場合

確定申告書等の所得金額（税込み）。※上限【552万円以下の所得】

#### ②給与所得の場合

(a) 源泉徴収票の支払い金額（税込み）。※上限【1,039.4万円以下の収入】

所得金額は次の算式により求めてください。

収入金額 330万円以下の場合 ----- 所得額0とする

収入金額 330万円超～400万円の場合 --- 収入金額×0.8-264万円

収入金額 400万円超～878万円の場合 --- 収入金額×0.7-224万円

収入金額 878万円超の場合 ----- 収入金額-487.4万円

(b) 同一世帯内に、志願者以外の大学生がいる場合は、上記により算出された金額から1人につき200万円を控除してください。

#### ③給与所得及び給与所得以外の両方の所得がある場合

①+②により算出された額を合算してください。※上限【552万円以下の所得】

- (4) 他に公的な奨学金を受けていないこと。

### ②月額150,000円

- (1) 前年から引き続き能美市に居住する保護者の子弟。
- (2) 学校教育法による大学又は大学院に在学し、人物・学業ともに優れていること。
- (3) 医学の学部に在学する者で、将来能美市立病院に医師として勤務しようとする旨の誓約書を提出したもの。

### 3. 利息

#### ①月額30,000～60,000円

利率は返還が始まる月の直近の長期プライムレートに0.1パーセントを加えるもので、貸与を受けている間は無利息です。また、大学卒業後、能美市に居住すれば引き続き無利息です。

#### ②月額150,000円

将来能美市立病院に医師として勤務しようとする旨の誓約の不履行があった場合は、貸与を開始した期日にさかのぼって、利率は年5%とします。誓約の履行中は無利息です。

### 4. 募集の時期・手順

募集は本年の4月中旬～5月中旬にかけて、各大学を通じて行います。

- ・願書等は、必要事項を記入のうえ各大学に送料を添えて提出してください。
- ・大学側には調書に記入・押印の上、提出期日までに出願されますようお伝えください。  
(なお、本人等から直接、市に提出されても受理いたしませんのでご注意ください。)

### 5. 採否の決定

- (1) 願書及び学長の推薦調書により選考し、採用決定は7月下旬を予定しております。
- (2) 採否の結果は、書面にて学長を通じて通知いたします。採用された人のみ保護者にも通知いたします。

### 6. 採用された場合

- (1) 育英資金条例及び同施行規則を遵守する旨の誓約書を提出していただきます。
- (2) この奨学生は、日本学生支援機構奨学生や石川県等の公的な奨学生と重複して受けることができません。もし、重複して受けることになった場合は、すみやかにどちらかの奨学生を辞退してください。注) 月額15万円を希望する場合は、適用しません。

### 7. 口座の開設と奨学生の貸与

- (1) 市内の指定金融機関に奨学生本人名義の口座を開設していただきます。  
既に口座をもっている場合にはそれを利用することもできます。
- (2) 奨学生は、原則として毎月1回金融機関の本人口座に直接振込みます。  
ただし、新たに対象となる学生には4月～8月分を一括して8月に交付します。

### 8. 採用されなかった場合

資金の関係でその年度の採用人員に限度があるため、たとえ資格があっても採用されないことがあります。その場合、翌年度において再度出願できる場合があります。

### 9. 奨学生の心得

奨学生は、この育英資金制度の規則を守り、市や大学の指示に従うとともに、奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。したがって、学業成績が不振になったり大学内外の規律を乱したり、その他性行の状況が奨学生として適当でないと認められるときは奨学生の貸与を打ち切られます。(※留年も該当しますのでご注意願います。)

また、保護者の収入が著しく増加したときは奨学生を辞退してもらう場合があります。

### 10. 連帯保証人について

連帯保証人のうち1名は保護者、他の1名は県内に在住し、独立の生計を営み、将来奨学生返還の責任を負うことができる人でなければなりません。また、いずれの連帯保証人も市税または町税を完納していることが必要です。

## 11. 奨学金借用証書の提出

奨学金の貸与が終了したときは、連帯保証人2名と連署のうえ奨学金借用証書を提出していただきます。

## 12. 奨学金の返還

返還は奨学金の貸与終了後の6ヵ月後から元金均等で、貸与月数に応じ口座振替により返還しなければなりません。返還を怠ったときは延滞金が加算されますのでご注意ください。

注) 月額15万円を希望する場合は、適用しません。

## 13. 奨学金の返還猶予

卒業後、災害もしくは傷病、その他真にやむを得ない事由により返還が困難になった場合は、願い出により一定期間元金の返還が猶予されます。なお、猶予期間中であっても利息は毎月納めなければなりません。

## 14. 願書の記入について

- (1) 「所得証明等の提出」については、保護者（父母）のそれぞれの収入等を確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書の写し、市県民税申告書の写し等）を個人情報保護のため直接、能美市教育委員会教育総務課へ提出してください。
- (2) 「奨学生希望理由」欄には、奨学金を希望する理由を詳細に記入してください。
- (3) 「長期療養者」欄には、出願時現在において長期間療養中の家族がいて、経済的に特別の支出をしている場合に記入してください。  
(特別の支出をしていることを明らかにする書類を添付すること。)
- (4) 「奨学生推薦調書」欄は学校で記入しますので記入の必要はありません。
- (5) 願書に捺印する印章は、それぞれ各自のものを用いてください。
- (6) 就職先等による返還免除は月額15万円のみあります。（次ページ規則第19条3項参照）

○育英資金についての連絡、お問い合わせは

〒 929-0113 石川県能美市大成町ヌ118 能美市役所 根上分室  
能美市教育委員会教育総務課 育英資金担当 TEL0761-58-2270 (直通)

## 能美市育英資金貸与条例

### (趣旨)

第1条 市は、向学心に燃える学生の修学を支援し、有為な人材を養成するため、毎年度予算の定める範囲内において育英資金（以下「学資金」という。）の貸与を行うものとする。

### (学資の貸与)

第2条 学資金は、品行方正及び学業優秀な学生であって、学資の援助が必要と認められる者に貸与する。

### (返還)

第3条 学資金の貸与を受けた者は、別に定める方法により市に返還しなければならない。

### (委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 能美市育英資金貸与条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、能美市育英資金貸与条例（平成17年能美市条例第64号）による育英資金（以下「学資金」という。）の貸与、返還方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (奨学生の資格)

第2条 学資金の貸与を受ける学生（以下「奨学生」という。）は次に掲げる者とする。

- (1)能美市に前年から引き続き居住する者の子弟
- (2)学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する大学、大学院又は短期大学（以下「大学等」という。）に在学する者で向学心に燃え、品行方正及び学業優秀であるもの（法第86条、第101条及び第108条第8項に規定する夜間又は通信による教育を受けている者を除く。）
- (3)学資の援助が必要と認められる者
- (4)他に公的な奨学金を受けていない者

2 医学の学部に在学する者で、将来能美市立病院に医師として勤務しようとする旨の誓約書を提出したものは、前項第3号及び第4号の規定は適用しない。

### (学資金の月額及び利率)

第3条 学資金の月額及び利率は次のとおりとする。

- (1)医学の学部に在学する者で、将来能美市立病院に医師として勤務しようとする旨の誓約書を提出したものは、月額15万円とし、利率は、年5パーセントとする。
- (2)前号以外の者は、月額3万円から6万円までの1万円単位とし、利率は、返還が始まる月の直近の長期プライムレートに0.1パーセントを加えるものとする。

### (利息の特例)

第4条 前条第1号に規定する学資金については、学資金の貸与を受けている間及び医師法（昭和23年法律第201号）第16条の第2第1項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受けている間は、無利息とする。ただし、誓約の不履行があった場合は、貸与を開始した期日にさかのぼって、利息の特例は適用しないものとする。

2 前条第2号に規定する学資金については、学資金の貸与を受けている間及び大学等を卒業後能美市に住所を有し、かつ、居住している間は、無利息とする。

### (出願手続)

第5条 奨学生を志願する者は、毎年4月10日から5月15日までの期間内に、所定の奨学生願書及び奨学生推薦調査書を在学学長を経て市長に提出しなければならない。ただし、市長において必要と認めるときは、その他の期日においても願書を提出させることができる。

2 奨学生願書には、連帯保証人2人が連署しなければならない。この場合において連帯保証人のうち1人は、志願する者の保護者とし、他の1人は、県内に在住し、独立の生計を営み、市税又は町税に滞納がない者でなければならない。

### (奨学生の決定)

第6条 奨学生は、期限内に願書を提出した者のなかから、市長が決定する。

2 前項の決定は、在学学長及び本人に通知する。

### (在学証明書の提出義務)

第7条 奨学生は、在学学長を経て毎年4月末日までに在学証明書を提出しなければならない。

### (諸届の提出義務)

第8条 奨学生は、次の場合には、連帯保証人と連署して、在学学長を経て直ちに届け出なければならない。ただし、本人が疾病その他特別な事由により届け出ることができないときは、連帯保証人から届け出なければならない。

- (1)休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (2)本人又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。

### (学資金の交付)

第9条 学資金の交付時期は、毎月上旬とする。ただし、特別の事情があるときは、

数ヶ月を合わせて交付する。

### (学資金の減額又は辞退)

第10条 奨学生は、いつでも在学学長を経て、学資金の減額又は辞退を申し出ることができる。この場合においては、引き続き学資金の貸与を受けているものとみなし、第4条の規定を適用する。

### (資金の貸与の停止)

第11条 奨学生が3箇月以上休学したとき、その他停止が相当と認められるときは、当該期間学資金の貸与を停止する。

### (学資金の貸与の中止)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するとき又は該当すると認められるときは、資金の貸与を中止する。

- (1)保護者が市外に転出したとき。
- (2)疾病などのために成業の見込みがないとき。
- (3)学業成績又は操行が不良となったとき。
- (4)休学又は転学が適当でないとき。

### (学資金の返還)

第13条 第3条第1号に規定する学資金の貸与を受けた者で、臨床研修終了後概ね3年から5年以内に能美市立病院に勤務しなかったもの又は能美市立病院に勤務し診療業務に従事した期間が、学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達しなかったものは、その翌月末までに貸与された学資金の全額を返還しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、勤務した期間に応じ返還すべき学資金の一部を免除し、その返還期限を延長することができる。

2 前項ただし書きの場合においては、返還するまでの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を徴収するものとする。

3 第3条第2号に規定する学資金の返還期限は、卒業した月の6ヵ月後から、10年以内の期間とし、その返還は毎月元金均等返還の方法により、元金及び利子を合わせて返還するものとする。ただし、いつでも線上返還をすることができる。

4 奨学生が退学し、又は学資金の貸与を中止されたときは、その翌月末までに貸与された学資金の全額を返還しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その返還期限を延長することができる。この場合においては、返還するまでの日数に応じ年3パーセント（第3条第1号に規定する学資金については、年5パーセント）の割合で計算した額の延滞利息を徴収するものとする。

### (借用証書の提出)

第14条 奨学生は、奨学金の貸与が終了したときは、卒業前までに連帯保証人2人と連署して、在学学長を経て、所定の学資金借用証書を提出しなければならない。この場合における連帯保証人は、第5条第2項に定める連帯保証人と同一とする。

2 奨学生が退学し、又は学資金を辞退し、若しくは貸与を中止されたときは、直ちに学資金借用証書を提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

### (異動届)

第15条 奨学生又は奨学生であった者は、学資金返還完了前に本人又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったときには、直ちに届け出なければならない。ただし、本人が疾病その他特別な事由により届け出ができるときは、連帯保証人又は家族から届け出なければならない。

2 連帯保証人が死亡した場合は、第5条第2項に準じ新たに連帯保証人を定めなければならない。

### (連帯保証人の変更)

第16条 市長は、必要と認めたときは、連帯保証人の変更を命ずることができる。

### (返還期限の猶予)

第17条 奨学生であった者が、疾病その他特別な事由により学資金の返還が困難な場合には、申請により相当の期間元金の返還を猶予することができる。

### (延滞利息)

第18条 正当な事由がなくて、学資金の返還を遅滞したときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、延滞金額に年10パーセントの割合で計算した額の延滞利息を徴収することができる。

### (返還の猶予及び免除)

第19条 奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した場合は、学資金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 第3条第1号に規定する学資金の貸与を受けた者が、医師となった後、直ちに臨床研修を石川県内の医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は石川県内の厚生労働大臣の指定する病院で開始し、従事している臨床研修期間及び当該臨床研修を終了した後、直ちに能美市立病院に勤務し、従事している診療業務期間においては、学資金の返還を猶予する。

3 能美市立病院に勤務し診療業務に従事した期間が、学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達したときは、学資金の全部の返還を免除するものとする。

### (その他)

第20条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。